不利益処分の処分基準

処	分の内容	養育者に対する児童扶養手当の支給の制限
根抄	処法令及び条項	児童扶養手当法第11条
所	管 部 課 係 名	こども未来部こども給付課給付係
処	関係条項	
分		養育者に対する児童扶養手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、支給しない。
	基準	
	(未設定の場	
	合はその理由)	
基		
	参 考 事 項	
準	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成31年1月1日最終変更)